

【出題の意図】

【設問 1】

J.-J.ルソーの『社会契約論』(1762年)における「社会契約」は、グロチウス等の「統治契約(もしくは服従契約)」とは異なる概念である。つまり、後者は、統治者(君主)と被治者(人民)の存在を前提として政治社会を説明するのに対して、前者は、人民相互の契約によって成立するものとして政治社会を説明するものであり、その意味において、人民主権原理に基づく政治社会構想であると言ってよい。

ルソーによれば、人民各人は「特殊意志」を有しており、議論を通じてその特殊意志をたたかわせれば、その特殊意志の過不足が相殺しあって「一般意志」が結果してくるのであって、この一般意志こそが政治社会の最高意志である。したがって、この一般意志を導出するためには、人民各人が徒党や部分的団体を組むようなことなく独立していることが必要である。したがって、ルソーにおいてはいわゆる政党等の存在は政治社会の前提としては考えられていない。徒党や部分的団体を組むようなことがあれば、「全体意志」が結果してくるだけであって、一般意志を産み出すことはできない。

『社会契約論』の引用文中から「社会契約」に関する論述部分を抽出して提示し、以上のことが理解できているかを問うものである。

【設問 2】

引用文から考えれば、ルソーの構想しているのは国民(人民)主権原理に基づく直接民主制である。しかし、今日において直接民主制を採用することは物理的に不可能であり、間接民主制を採らざるを得ない。そこで、間接民主制を前提として、主権者国民(人民)の意志を政治に反映させる制度として考えられているのが国民(人民)投票制である。このことが理解されているかを問うものである。

【設問 3】

ルソーは、設問文中にあるように、18世紀後半において最も進んでいたイギリスの議会制とイギリス人民について、批判的見解を展開している。ルソーのこの批判的見解を踏まえて、それから2世紀半後の現代日本の議会制に関し、国民主権原理に基づく主権者国民の政治参加の方策を問うものである。